

# 令和6年度 一般社団法人山形県農業会議 事業計画

## I 情勢と課題

農林水産省は農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法改正案」を国会に提出した（令和6年2月27日）。1999年の制定から約四半世紀を経て初の改正となり、食料安全保障の確保を理念に位置付け、今後、日本農業政策の大転換を進めていく。また、農地制度の見直しとして農地の総量確保に向けた農業振興地域に関する法律、農地の適正利用に向けた農地法の改正、取引企業との連携による経営発展を図るため農地所有適格法人の議決権要件の緩和も今通常国会に提出している。

一つ目の課題は、今年度最大の課題である『地域計画の策定と目標地図素案の作成』である。県内432地域での策定と公表を令和7年3月まで完了しなければならない。地域での話し合いが本格化し目標地図素案の作成が進む中で、現場での実際の進め方や遅れている市町村への対応が重要である。

二つ目の課題は、『地域計画と目標地図に係る促進計画の実務』における事前の準備である。農地の貸借や売買に係る農業経営基盤促進法の集積計画の経過措置が令和7年3月で終了し、令和7年4月からは農地中間管理事業の促進計画に一本化されることから、早目の対応が必要である。

三つ目の課題として、本県農業は近年新規就農者が増加傾向であるが、中でも雇用就農者が増加している。新規就農者を上回る基幹的農業従事者が減少している中で、『雇用就農者の定着』を図ることは担い手の確保の観点からも重要なことである。

現場では、地域計画（目標地図）の策定、担い手と労働力の確保、適正な農地利用と遊休農地対策に関する取り組みが待ったなしの状況となっている。

山形県農業会議は、今回の改正による農政の大転換期において組織の強化を図りつつ、市町村農業委員会の期待に応えとともに、本県農業の振興と地域農業の将来展望が描けるよう、新たな事業展開を含め積極的な活動を実施する。

## II 事業計画

以上の情勢と課題を踏まえ、山形県農業委員会ネットワーク機構として、本会の通常業務と「やまがた市町村農業委員会サポートプロジェクトチーム」活動による事業を展開する。

また、「やまがた地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る」運動を全国農業会議所と連携しながら引き続き取り組んで行く。

以下の5点を今年度の重点事項とし、今年度の事業を展開する。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 山形県農業委員会ネットワーク活動の展開（農業委員会組織対策）</li><li>2 農地制度の見直しにともなう活動の強化（農地対策）</li><li>3 担い手の育成と幅広い人材確保・育成対策の推進（経営・人材雇用対策）</li><li>4 農業者・農業委員会等、現場の声を反映した意見提出（農政対策）</li><li>5 農業・農村に関する情報提供と農業者年金の加入推進（情報・年金）</li></ol> |
|--|

## 1 山形県農業委員会ネットワーク活動の展開

### (1) 地域計画（目標地図）策定への支援（拡充）

- ① 「地域計画（目標地図）策定に係る実務者研修会」5月～6月（新規）  
・策定までに必要な実務メソッドを提供し、実践での活用を推進する
- ② 「地域計画課題相談会（月1回：Web）」7月～12月（新規）  
・特に策定が遅れている市町村の課題に対してアドバイスを実施する

### (2) 地域計画（目標地図）策定と促進計画の実務支援（拡充）

- ① 「地域計画（目標地図）と促進計画の実務研修会」9月～10月（新規）  
・地域計画と促進計画に係る令和7年4月からの実務の事前準備

### (3) 農業委員会サポートシステム等の活用支援

- ① サポートシステムの活用で困っている農業委員会への巡回支援
- ② 「サポートシステムの活用推進研修会」
- ③ 「タブレット研修会」
- ④ 市町村担当者情報交換会・交流会

### (4) 現場のニーズに沿ったネットワーク活動の展開

- ① 地方協議会と連携した4ブロック研修会の実施（新規）  
・ブロック毎にニーズを確認し、オーダーメイド型の研修を企画
- ② 女性の会と連携した活動強化のあり方検討（新規）  
・担当の本会副会長を配置し、女性の会との活動強化を図る検討を開始
- ③ 年金委託事業と年金協会の連携事業のあり方検討（新規）  
・担当の本会副会長を配置し、年金協会との連携活動を図る検討を開始

### (5) 中山間地域モデルへの支援

山形県農地集積・集約化プロジェクト会議の取り組みとして、中山間地域における農地の有効活用を目指す2地域への支援

- ① 鶴岡市温海地区
- ② 庄内町立谷沢地区

## 2 農地制度の見直しに伴う活動の強化

### (1) 農業委員会への徹底した周知

- ① 今国会へ提出された農地の総量確保（農振法）、農地の適正利用（農地法）、農地所有適格法人の議決権要件の特例措置（基盤法）の改正に伴う関係法令の周知徹底

### (2) 農地利用最適化推進指針・目標設定等への支援

各農業委員会が策定した「農地利用最適化推進指針」における農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する目標達成されるよう支援する。

また、農林水産省経営局長通知（農業委員会による最適化活動の推進等について）により各農業委員会へ設定が求められている令和6年度の「最適化活動の目標」について、内容の確認や助言を引き続き行う。

### (3) 農地利用最適化交付金の活用推進

農地利用最適化交付金の算定基準が見直され、併せて委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することも可能となったことから、更なる周知と活用推進に向けた支援を行う。

## 3 担い手の育成と幅広い人材確保・育成対策の推進

### (1) 担い手・経営対策の推進

- ① 法人化支援研修会（県内3ヶ所）
- ② 専門家派遣（経営改善等をアドバイスする専門家の派遣：随時）

### (2) 農業法人・認定農業者等担い手組織への支援

山形県農業法人協会と山形県認定農業者協議会の事務局を担当し、運営支援と会員同士のネットワーク強化に努めるほか、本会と連携した経営改善につながる研修会や事業等を展開する。

### (3) 雇用関係事業の実施による農業人材の確保

「お試し雇用就農助成事業」「雇用就農資金事業」「雇用就農支援事業」を実施し、農業法人等が研修生に生産技術や経営ノウハウ等を習得させるために行う実践的な研修を支援する。

### (4) 雇用就農人材定着対策事業の実施（新規）

雇用による就農者の定着を図るため、経営者と就農者が目的とする人材像の実現に向け、経営者の職場環境整備からマネジメント能力の向上、就農者の自発的な行動力強化などの取組みを年次毎にメニュー化し、山形県

農業法人協会及び山形県認定農業者協議会と連携して支援する。

#### 4 農業者・農業委員会等、現場の声を反映した意見提出

##### (1) 農業委員会等の意見を集約した政策提案活動の推進

農業者等との意見交換会において寄せられた現場の声や農業委員会が市町村長等に対して行った意見の提出等の内容を踏まえ、「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見」を提出するとともに農政全般に関する政策提案活動も実施する。

##### (2) 農業委員会大会の開催

県内の農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会し、農業委員会活動の方向性に関する認識の共有と農地等の利用の最適化の推進に関する機運醸成を図るため、農業委員会大会を開催する。

また、大会は農業委員と農地利用最適化推進員の研鑽となる研修等を企画する。

##### (3) 県選出国會議員等への要請活動

山形県農業委員会大会の決議事項やその他要請が必要な事項について、県選出国會議員等への要請活動を行う。

#### 5 農業・農村に関する情報提供と農業者年金の加入推進

##### (1) 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進による情報提供

農業委員会法第43条第1項第6号に基づき、農業者・農業委員・農地利用最適化推進委員等へ農業一般に関する情報の提供を行う。

また、全国農業新聞の「農業委員会皆購読」を強力に推進する。

情報提供活動の柱である全国農業新聞と全国農業図書の普及推進を図るとともに、山形県農業会議ホームページや山形県農業会議ファイル登録・配信システム等も活用し、幅広い情報の提供を行う。

##### (2) 農業者年金の加入推進

関係機関・団体と連携し、独立行政法人農業者年金基金が掲げる「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」に引き続き取り組む。

特に若い農業者や女性農業者への推進を強化し、令和4年度の制度改正によって実現した利便性の向上を幅広く周知するとともに、農業委員会が取り組む加入推進活動への支援を行う。

#### 6 会議の開催

- (1) 通常総会（6月）
- (2) 理事会（6月、10月、令和7年3月）
- (3) 監事会（5月）
- (4) 常設審議委員会（毎月1回）
- (5) 農業委員会会長会議
- (6) 農業委員会事務局長会議
- (7) 農業委員会担当者会議
- (8) その他必要な会議